

天然ガス充填スタンドの運営

担当課：環境農林水産部環境管理室交通環境課

事務事業の概要			検出事項	監査の結果
<p>府では、大気環境の改善を図るため、平成5年11月に「大阪府自動車NOx総量削減計画」の重要な柱として低公害車の普及促進することとし、その普及促進のためには、天然ガス充填スタンドの整備が必要不可欠であった。</p> <p>このため、府は平成7年に森ノ宮、平成8年に北大阪（茨木市）に天然ガス充填スタンドを開設した。</p>			<p>1 府有地を活用した天然ガス充填スタンドについて、事業運営方法が異なっている。</p> <p>2 北大阪スタンドの共同事業方式は、適正な使用料を徴収するなど土地の有効活用を図るものであり、官民の適正な役割分担に基づく事業運営方法といえる。</p> <p>3 森ノ宮スタンドについては下記の課題が検出された。                      (1) 委託方式である以上、経費（委託料）を支出し、収入は府に帰属すべきものであるが、実態は支出も収入も府は行わず、全て民間業者が行っている。                      (2) 事業主体である府は事業収支の報告を受けておらず、収支状況を把握していない。なお、監査時に入手した資料（平成17～23年度の簡易な収支状況表）では、収支は厳しい状況にある。                      (3) 府が設置・運営する森ノ宮スタンドは、府の「プライベートステーション」の位置づけがされており、府公用天然ガス車111台のために必要な設置であるならば、収支負担は府自らが行うべきである。</p> <p>4 民営の天然ガス充填スタンドの整備が進んでいる現状に鑑みると、スタンドを府が自ら設置・運営する必要性は変化している。</p>	<p>1 森ノ宮スタンドについては、府が設置・運営主体でありながら、事業運営（収支）を民間事業者に全面的に委ねている運営形態は「事業委託」とは言えず、早急に事業方式を改める必要がある。</p> <p>2 天然ガス充填スタンドの整備状況を踏まえると、府がスタンドの設置・運営の主体であり続ける必要性を検証することが課題である。</p>
項目	森ノ宮スタンド	北大阪スタンド		
敷地	407平方メートル(府有地)	1,731平方メートル(府有地)		
運営方法	府有地に充填スタンドを府が設置し、ガス事業者(A社及びA社の関連会社)に運営を委託	府有地を使用し、ガス事業者(A社)がスタンドを設置・運営		
契約方法	運営管理委託契約を締結 A社及びA社の関連会社が充填スタンドの運営・施設の維持管理を行う	協定書を締結 府とA社が共同運営を行う		
金銭の収受	【府が委託料を支出】 ・平成7～8年度…無償 ・平成9～22年度…5～10百万円/年を府が支出 ・平成23年度～…無償	【府が地代相当額を収入】 ・平成8～24年度…無償 ・平成25年度～…5.3百万円/年を府が収入 (行政財産使用料の計算式による)		
<p>※ 天然ガス充填スタンドの設置状況                      平成7年度 7か所                      → 平成24年度 33か所（うち民営スタンド31か所）に増加</p> <p>※ エコカーに占める天然ガス自動車の割合                      平成7年度 33%（152台/約4,600台）                      → 平成23年度 1%（4,994台/約420,000台）に低下</p>			<p style="text-align: center;"><b>部局の見解</b></p> <p>天然ガス自動車は、排出ガス中の汚染物質やCO<sub>2</sub>の排出量が少ない車である。大阪府では、大気環境の改善、地球温暖化の防止のため、貨物自動車を中心に天然ガス自動車のさらなる普及が必要と考えており、森ノ宮スタンド設置当時から引き続き、現在も「大阪エコカー普及戦略」（平成21年12月）や第3次自動車NOx・PM総量削減計画（平成25年6月）に基づいてその普及を図っている。このため、森ノ宮スタンド運営事業については、歳出・歳入の総点検・見直しが行われた「財政再建プログラム試案」（平成20年4月）の議論においてもその必要性が認められたところである。</p> <p>平成21年度以降も、府の財政状況に鑑み運営委託費の削減を図り、平成23年度からは運営委託費をゼロにする積極的な見直しを行い、府の支出がない現在の事業方式に至ったものである。</p> <p>森ノ宮スタンドは、大阪市中央区周辺で唯一の天然ガススタンドで地域の幅広い事業者が利用しており、天然ガス自動車の普及のために有用な施設である。</p> <p>なお、森ノ宮スタンドの用地については「府有財産の有効活用に向けて（案）」（平成19年2月）に係る平成23年度末での整理において「当面継続活用。移転先確保等、移転に係る整理が完了した後、跡地売却を検討」とされており、ご指摘の点や森ノ宮地区の全体構想を踏まえ、事業方式について適切に判断していく。</p> <p>事業の収支については、事業者から資料を入手し確認しているところであるが、今後は、より詳細な収支状況を事業者を確認し、適切な事業運営となるよう努めていく。</p>	

委員意見

府が事業主体となって進めてきた当事業は、開設当初はパイロット的役割を果たすものであったが、一定程度民間スタンドの整備が進んでいる中で、その役割は変化してきている。かかる状況の中で、民間企業に全面的に運営を委ねている森ノ宮スタンドについては、例えば北大阪スタンドで採られている共同運営方式など適切な事業手法に見直すことを早急に検討されたい。

措置の内容

森ノ宮スタンドについては、「府有財産の有効活用に向けて（案）」（平成19年2月）に係る方針をもとに、ガス事業者と数回にわたり事業運営等について協議を進めてきたが、老朽化等もあって、平成27年3月31日をもって廃止した。